

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
1	序文[2]	2. 工事関係書類の適正化指針の活用	2. 工事関係書類等の適正化指針の活用 工事関係書類等の適正化指針については、本マニュアルに触れられていない、あるいは取扱いが曖昧なケース等について、対応方法を整理し、具体的な対応事例を示した指針であり、実施にあたっては留意するものとする。 なお、継続的な取り組みとなるよう、「書類適正化」目安箱」を設置し、建設的かつ前向きな意見を募集しております。 掲載場所： <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/index.html">http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/index.html</a>	→	序文[2]	2. 工事関係書類の適正化指針の活用	2. 工事関係書類等の適正化指針の <b>遵守</b> 工事関係書類等の適正化指針については、本マニュアルに触れられていない、あるいは取扱いが曖昧なケース等について、対応方法を整理し、具体的な対応事例を示した指針であり、 <b>工事書類の作成</b> にあたっては、受発注者双方特に留意すること。 なお、継続的な取り組みとなるよう、「書類適正化」目安箱」を設置し、建設的かつ前向きな意見を募集しております。 掲載場所： <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/_index.html">http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/gikan/meyasubako/_index.html</a>	工事関係書類適正化指針の位置づけ強化のため文言を修正 HPのアドレス修正
2	序文[3]	4. 本マニュアルに掲載している様式	四国地方整備局ホームページ ( <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujika.ntoku.html">http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujika.ntoku.html</a> )	→	序文[3]	4. 本マニュアルに掲載している様式	四国地方整備局ホームページ ( <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html">http://www.skr.mlit.go.jp/etc/kouji/02_koujikantoku.html</a> )	HPアドレスを1行表示し、リンク修正(アドレスに修正は無し)
3	序文[4]~[8]	工事関係書類一覧表(欄外下段※1)	※1「紙」としているものも、情報共有システムやメールによる電子データでの受け渡しを推奨するが、受注者から紙により提出された場合は、その取扱いを否定するものではない(当面、紙での提出は押印必要)。なお、押印省略も可とするが、メールによる受け渡しの場合は、提出書類に本件責任者および担当者の会社名・部署名・氏名・連絡先を記載すること。	→	序文[3]	工事関係書類一覧表(欄外下段※1)	※1「紙」としているものも、情報共有システムやメールによる電子データでの受け渡しを推奨するが、受注者から紙により提出された場合は、その取扱いを否定するものではない(当面、紙での提出は押印必要)。なお、 <b>メールによる受け渡しの場合は押印省略も可とするが、提出書類に本件責任者および担当者の会社名・部署名・氏名・連絡先を記載すること。</b>	分かり易く文言の修正
4	序文[7]	工事関係書類一覧表	共通仕様書3-1-1-1-5	→	序文[7]	工事関係書類一覧表	共通仕様書3-1-1-5	誤字の修正
5	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	(17)その他	→	1	1-1-1 施工計画書作成の要点	(17)その他 ※ <b>土木工事共通仕様書1-1-1-4「法定休日・所定休日(週休二日の導入)」については、「(17)その他」へ記載すること。</b>	補足追記
5	6	1-1-2 施工計画書の作成例(4)指定建設機械	1) 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)に基づき指定された建設機械について記載する。	→	6	1-1-2 施工計画書の作成例(4)指定建設機械	1) 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程( <b>平成13年4月9日付国土交通省告示第487号</b> )、 <b>排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定</b> (平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)に基づき指定された建設機械について記載する。	文言の修正
6	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図(2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	○下請契約を締結した英号所の名称及び所在地	→	17	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図(2)施工体制台帳及び施工体系図の作成方法	○下請契約を締結した <b>営業所</b> の名称及び所在地	誤字修正
7	19	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図(5)様式	(5)様式	→	19	1-2-1 施工体制台帳・施工体系図(5)様式(提出資料)	(5)様式(提出資料)	分かり易く文言の修正
8	22	1-5 建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式の電子データについては、「建設業退職金共済事業本部ホームページ」→「ダウンロード」→「各種申請書」 <a href="http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/download01.html">http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/download01.html</a>	→	22	1-5 建設業退職金共済制度の掛金収納書	様式の電子データについては、「建設業退職金共済事業本部ホームページ」→ <b>「ダウンロード」</b> →「各種申請書」 <a href="http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/index.html">http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/index.html</a>	ダウンロード先修正
9	35	2-1 工事打合せ簿(2)協議	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(土木工事共通仕様書第1編総則) 実務上では、受注者からの打合せ簿により監督職員に協議される場合が多い。 協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討(本マニュアル添付資料・添-11「設計図書の照査」の範囲を超えるものに該当しない場合)を行い、協議内容(理由、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)を打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。	→	35	2-1 工事打合せ簿(2)協議	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(土木工事共通仕様書第1編総則) 実務上では、受注者からの打合せ簿により監督職員に協議される場合が多い。 <b>協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討(本マニュアル添付資料・添-11「設計図書の照査」の範囲を超えるものに該当しない場合)を行い、協議に際しては、協議内容(理由、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)を打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。</b>	契約書第18条に基づく受注者からの通知は、協議と異なるため設計図書の照査にかかる文書を削除

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」			変更の概要、理由など																																																																																													
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容																																																																																														
10	35	2-1工事打合せ簿 2)協議	-	→	35	2-1工事打合せ簿 2)協議	<p>[発注者への協議書記載事例]</p> <p>①受注工事の履行の為に必要とされる〇〇、〇〇〇は契約書第18条1項五に該当し、同条第4項三に基づき協議します。尚、回答期限は〇〇年〇〇月〇〇日とします。</p> <p>②受注工事の履行の為に必要とされる〇〇、〇〇〇は土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.「設計図書の照査」中の「照査の範囲を超える」に該当するため、契約書第19条に基づき協議します。尚、回答期限は〇〇年〇〇月〇〇日とします。</p>	発注者への協議時における協議書への既済事例を追記(適正化指針より引用)																																																																																													
11	37~42	2-1工事打合せ簿 様式-9(指示、協議、通知、承諾、報告、提出)	発議者 □発注者 □受注者	→	37~42	2-1工事打合せ簿 様式-9(指示、協議、通知、承諾、報告、提出)	発議者 ■発注者 ■受注者	発議者について「■」を追記																																																																																													
12	38	2-1工事打合せ簿 様式-9	矢板が打ち込みが、設計図書の深度に達する前に不能になり、対策工を別添のとおり施工したく、土木工事共通仕様書 第〇編〇-〇-〇〇項に基づき協議します。	→	38	2-1工事打合せ簿 様式-9	<p>矢板が打ち込みが、設計図書の深度に達する前に不能になり、対策工を別添のとおり施工したく、土木工事共通仕様書 第〇編〇-〇-〇〇項に基づき協議します。</p> <p>なお、回答期限は〇〇年〇〇月〇〇日とします。</p>	受注者への回答期限を追記																																																																																													
13	60	2-6段階確認書 (2)段階確認・立会における留意点	(2)段階確認・立会における留意点	→	60	2-6段階確認書 (2)段階確認・ <b>立会</b> における留意点	(2)段階確認・ <b>立会</b> における留意点	分かり易く文言の修正																																																																																													
14	61	2-6段階確認書 様式-11(段階確認書)	<p>工事名</p> <p style="text-align: right;">受注者名： 現場代理人名等：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	施工予定時期	記事																																											→	61	2-6段階確認書 様式-11(段階確認書)	<p>工事名</p> <p style="text-align: right;">受注者名： 現場代理人名等： 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>項目</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	項目	記事																																									「施工予定時期」の削除
種別	細別	確認時期	確認項目	施工予定時期	記事																																																																																																
種別	細別	確認時期	項目	記事																																																																																																	
15	63,64	段階確認一覧表	一覧表	→	63,64	段階確認一覧表	一覧表	一覧表を最新版の記載に修正欄外「注」書き」に具体例を記載																																																																																													

◆「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」改訂箇所の新旧対比表

番号	現行版「土木工事書類作成マニュアル(令和5年3月版)」				改訂版「土木工事書類作成マニュアル(令和6年3月版)」			変更の概要、理由など
	現行のページ	項目	現行の記載内容		改訂版のページ	項目	改訂後の記載内容	
16	84	4-1 工程管理 2) 実施工程表	③維持工事は、実施工程(%)のみを管理するものとし、契約金額に対する工程(%)を記載する。	→		4-1 工程管理 2) 実施工程表	③維持工事や交通安全施設維持工等は、実施工程(%)のみを管理するものとし、契約金額に対する工程(%)を記載する。	対象工事の記載を修正
17	95	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 4. 記入方法	※ 国総研HP「 <a href="http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/">http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/</a> 」	→	95	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 4. 記入方法	※ 国総研HP「 <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html">https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html</a> 」 『(8)建設材料の品質記録保存業務』を参照	HPのリンク先を修正
18	99	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 様式-105	記録表	→	99	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 様式-105	記録表	文字切れ修正
19	102	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 様式-109 欄外備考	・養成方法は、湿潤、練炭、電熱養成等を記入。 ・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。(外気温とする。)又保温養成を行った場合は保温期間の養成気温の最高と最低を( )で併記する。	→	102	5-1-1 建設材料の品質記録 保存資料 様式-109 欄外備考	・養生方法は、湿潤、練炭、電熱養生等を記入。 ・打設気温は打設時に測定した気温の最高と最低を記入。(外気温とする。)又保温養生を行った場合は保温期間の養生気温の最高と最低を( )で併記する。	誤字修正
20	133	7-5 既済部分検査	一覧表	→	133	7-5 既済部分検査	一覧表	文字切れ修正
21	140	8. 中間前金払い 様式-9	発議者 □発注者 □受注者 処理・回答 発注者 □受理	→	140	8. 中間前金払い 様式-9	発議者 □発注者 ■受注者 処理・回答 発注者 ■受理	発議者、回答者について「■」を追記
22	163	9-11 路上規制工事情報の四 国ブロック道路情報管理センターへ の報告	■四国ブロック道路情報管理センター(ブロックセンター) (四国地方整備局内 24時間365日運営) TEL (087)811-8461 FAX (087)811-8464 E-mail skrdoukan.net	→	163	9-11 路上規制工事情報の四 国ブロック道路情報管理センターへ の報告	■四国ブロック道路情報管理センター(ブロックセンター) (四国地方整備局内 24時間365日運営) TEL (087)811-8461 FAX (087)811-8464 E-mail sbc@skr.mlit.go.jp	連絡先(メール)の修正
23	163	9-11 路上規制工事情報の四 国ブロック道路情報管理センターへ の報告	-	→	163	9-11 路上規制工事情報の四 国ブロック道路情報管理センターへ の報告	5) 全面通行止め時における運用(参考) 全面通行止めの場合は、規制開始予定時刻及び終了予定時刻にブ ロックセンターより工事業者に連絡を行う。 ただし、ブロックセンターからの連絡はあくまで通行止めが予定通り行 われることを念のため確認するものであることから、工事の規制開始時 間や終了時間が変更になる場合は、予定の変更が分かった時点で必ず 受注者から工事規制予定変更の報告をブロックセンターに行うものとす る。	全面通行止め時における運用につ いて追記
24	-	-	-	→	添-58	各種スライド条項について	説明資料の追加	各種スライド条項の概要について追 加
25	-	-	-	→	添-61	BIM/CMについて	説明資料の追加予定 ※後日、追加予定	今後、説明資料を追加予定